

# 監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人愛知教育大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

監事は、当期の監査計画に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ）、業務執行部門等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人愛知教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 役員の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実は認められません。

平成23年6月28日

国立大学法人愛知教育大学

監 事      松 井   信 行

監 事      澤 崎   忠 昭